

国民年金保険料の追加支払10年延長 その1



Q

2011年8月4日に、国民年金保険料の追加納付が10年間に延長できる国民年金保険法が改正になりました。

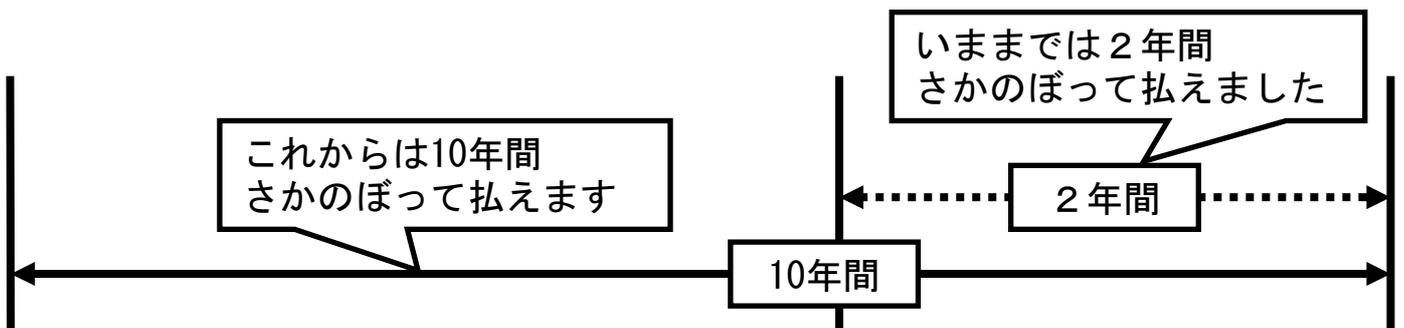
詳細について教えてください。



A

国民年金保険料を払っていない期間があったとします。その期間の保険料を払いたいとします。

いままでは、現在から2年間さかのぼって払えたのです。こんどの改正でそれが10年間さかのぼって払えます。



Q

この改正はいつから始まるのですか？



A

この改正は来年の10月までに法律として施行することになっています。ですからまだ法律としてはスタートしていません。この法律は3年間の時限措置です。



Q

さかのぼった保険料を払う場合に保険料は当時の保険料なのですか？ それとも増えるのですか？



A

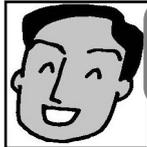
法律としてはスタート時点から2年度以内の期間は、その当時の保険料を払います。それ以前は一定の金額が当時の保険料に加えられます。

国民年金保険料の追加支払10年延長 その2



Q

各年度の払込み保険料はわかりますか？



A

2011年度を基準にすると以下の表が保険料になります。

年度	2010	2009	2008	2007	2006	2005	2004	2003	2002	2001
当時の保険料	15,100	14,660	14,410	14,100	13,860	13,580	13,300	13,300	13,300	13,300
払込保険料	15,100	14,660	14,580	14,470	14,440	14,380	14,340	14,540	14,760	15,350



Q

この法律が施行すればどんな方が恩恵を受けますか？



A

おもに、2パターンの方が恩恵を受けると思われます。

①さかのぼった10年間に国民年金の保険料を払えば老齢基礎年金の受給資格条件をクリアーできる方。

例えば、現在65歳で公的年金の受給資格期間が24年であと1年の国民年金保険料を払えば老齢基礎年金を受給できる方がいたとします。8年前に国民年金保険料を払っていない期間が2年あったとします。いままでは保険料を払うことはできませんでした。でも、改正後は払えます。その結果、老齢基礎年金の受給資格条件をクリアーできます。

②老齢基礎年金の年金額を増やしたい方。

現在まで老齢基礎年金保険料払済期間が30年ある方がいました。8年前に国民年金保険料を払っていない期間が2年あったとします。この2年間の保険料を払えば32年間になって老齢基礎年金額が増えます。

年金請求権利 5 年時効と年金時効特例法 その 1



Q

ちょっと古くなりますが、2007年7月に施行された「年金時効特例法」について教えてください。



A

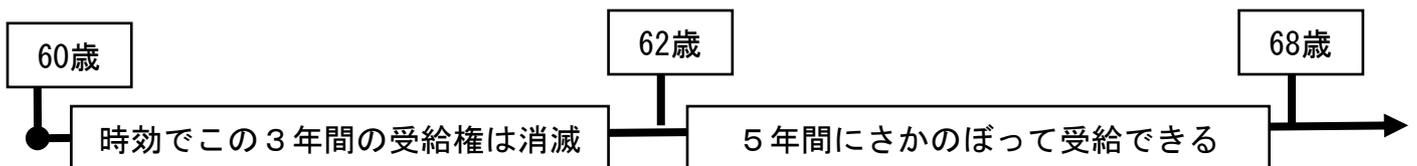
「年金時効特例法」について解説する前に、年金の請求権利について確認しておきましょう。

今は、年金機構から原則、年金受給を請求してくださいとお知らせがくることになっています。

しかし、本来は、年金は、自分で受給請求しなければならないことになっています。

例えば、60歳になって年金を受給できる方がいたとします。働けるので、また、給料で充分暮らせるからと請求しないでいたとします。この方が、68歳になって年金請求をしたとします。ところ年金受給権の時効は5年なのです。

5年を超えた年金受給期間は消滅してしまうのです。



この方は60～62歳までの3年間の年金受給権利が時効の対象となってしまいます。

請求しなかった3年間の時効になった年金については、年金記録が間違っていたわけではないなら救済されません。

「年金時効特例法」は、年金加入記録が間違っていて、年金の記録が訂正された場合に適用されます。

いままでは5年を超える年金記録を訂正しても5年間の時効で、年金は受給できなかったのです。それが受給できるようになったのが「年金時効特例法」なのです。

年金請求権利5年時効と年金時効特例法 その2



Q

具体的にどんな場合に「年金時効特例法」が適用されるのですか？



A

例えば、現在68歳の方が年金を受給していたとします。
この方の年金加入記録を確認したところ10年前の58歳時に年金に加入していた記録が発見されました。

いままでなら年金の請求権は5年で時効なので58歳時の加入分の年金受給額は現在の年金受給額に加わりません。

ところが2007年7月に施行された「年金時効特例法」で58歳時の加入分が年金受給額に加わることになりました。

いままで

58歳時の加入分の増額年金を 60歳～62歳は時効で消滅	58歳時の加入分の増額年金を 63～67歳の5年間分は受給できます	現在 68歳
---------------------------------	--------------------------------------	-----------

これから(「年金時効特例法」適用後)

58歳時の加入分の増額年金を 60歳～67歳まで受給できます	現在 68歳
-----------------------------------	-----------

このように年金記録が正確かを確認することで、加入記録間違っていれば全加入期間にさかのぼって増額年金額を受給できます。

年金定期便が郵送されてきたら改めて自分の年金加入記録を確認しましょう。